

九州大学ハラスメント委員会規則

平成16年度九大規則第23号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：平成30年 3月30日
(平成29年度九大規則第77号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第37条の規定に基づき、ハラスメント委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 ハラスメント委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為をいう。以下同じ。）の防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。
- (2) ハラスメントに関する相談、被害の救済、環境改善措置等に関すること。
- (3) ハラスメントに係る処分等に関すること。
- (4) その他ハラスメントの防止及び対策に関すること。

(組織)

第2条の2 ハラスメント委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長
 - (2) 理事
 - (3) 副学長
 - (4) 各研究院長、法務学府長、システム生命科学府長、統合新領域学府長、共創学部長、教育学部長、基幹教育院長、高等研究院長、各附置研究所長、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長、病院長、附属図書館長、情報基盤研究開発センター長及びセンター群協議会の議長
 - (5) 事務局長
- 2 前項に掲げる委員のほか、総長が特に必要と認める者を委員に加えることができる。
- 3 前項の委員の任期は、2年を超えない範囲内で総長が定める期間とする。

(委員長)

第2条の3 ハラスメント委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。

- 2 委員長は、ハラスメント委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した理事がその職務を代行する。

(対策委員会)

第3条 ハラスメント委員会に、ハラスメントの被害救済等に関して、調査・審議し、別表の左欄に掲げる部局（以下「部局」という。）との連絡調整を行い、その他必要な措置を講じさせるためハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- 2 対策委員会は、ハラスメントの被害救済等に関して調査・審議した事項その他の必要な事項をハラスメント委員会に報告するものとする。

第4条 対策委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (2) 人文科学研究院、人間環境学研究院、法学研究院及び経済学研究院の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 3人
- (3) 理学研究院、数理学研究院、工学研究院、芸術工学研究院、システム情報科学研究院、農学研究院、マス・フォア・インダストリ研究所、生物環境利用推進センター、熱帯農学研究センター、アイソトープ統合安全管理センター、留学生センター、総合研究博物館、韓国研究センター、未来デザイン学センター及び情報基盤研究開発センターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 5人
- (4) 医学研究院、歯学研究院、薬学研究院、生体防御医学研究所及び病院の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 3人

- (5) 比較社会文化研究院、言語文化研究院及び基幹教育院の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 3人
 - (6) 総合理工学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所、中央分析センター及びグローバルイノベーションセンターの教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 3人
 - (7) 人事部長
 - (8) 学務部長
 - (9) その他対策委員会が必要と認めた者（学外者を含む。） 若干人
- 2 前項第2号から第6号までの各委員のうち、少なくとも1人は女性とする。
 - 3 第1項第2号から第6号までの委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。
 - 5 委員は、総長が任命する。
 - 6 対策委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する理事をもって充てる。
 - 7 委員長は、対策委員会を主宰する。
 - 8 対策委員会に副委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。
 - 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
（調整・通知専門委員会）
- 第5条 対策委員会に、就労環境及び就学環境の改善のための調整（以下「調整」という。）並びに被害の深刻化防止等のための通知（以下「通知」という。）を行うため調整・通知専門委員会を置く。
- 2 調整・通知専門委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 国立大学法人九州大学ハラスメント防止規程（平成16年度九大就規第30号）第7条に基づくハラスメントに関する苦情の申立て（以下「苦情申立」という。）に関し、関係部局の長その他の関係者に調整を依頼すること。
 - (2) 苦情申立の事実を苦情申立の相手方又は関係部局の長その他の関係者に通知すること。
 - (3) その他調整及び通知を円滑に行うために必要な事項
 - 3 調整及び通知が終了した場合には、調整・通知専門委員会は速やかに対策委員会に経過及び結果を報告する。
- 第6条 調整・通知専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 対策委員会委員長
 - (2) 副学長及び副理事のうちから選ばれた者 若干人
 - (3) その他対策委員会委員長が必要と認めた者 若干人
- 2 調整・通知専門委員会に委員長を置き、対策委員会委員長をもって充てる。
 - 3 調整・通知専門委員会委員長に事故があるときは、あらかじめ調整・通知専門委員会委員長が指名した者が、その職務を代行する。
 - 4 調整・通知専門委員会委員長は、調整・通知専門委員会を主宰する。
（調査部会）
- 第7条 対策委員会は、次に掲げる各号の場合、その事案ごとにハラスメント調査部会（以下「調査部会」という。）を設置する。
- (1) 対策委員会が、苦情申立に関し調査が必要と判断したとき。
 - (2) 対策委員会が、救済、処分その他の処置が必要と判断したとき。
- 2 調査部会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) ハラスメントに係る事案の事実関係を明らかにすること。
 - (2) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。
 - (3) その他当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項
 - 3 調査が終了した場合には、調査部会は速やかに対策委員会に経過及び結果を報告する。

第8条 調査部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 対策委員会の委員、人事部人事企画課長及び学務部学生支援課長のうちから対策委員会の委員長が指名した者 若干人
 - (2) その他対策委員会が必要と認めた者（学外者を含む。）
- 2 調査部会の委員には、女性が加わるように配慮しなければならない。
 - 3 委員は、複数の調査部会の委員を兼務することができる。
 - 4 調査部会に部会長を置き、委員の互選により選出する。
 - 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代行する。
 - 6 部会長は、調査部会を主宰する。

第9条 対策委員会は、苦情申立の申立内容等から部局での対応が必要と判断した場合は、関係部局の長に事案の調査等を付託することができる。

- 2 対策委員会委員長は、ハラスメント防止等のため、必要に応じ、部局での対応の要請その他の措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じた直後に開催される対策委員会に当該措置内容等を報告するものとする。
（部局の防止・対策及び調査等）

第10条 各部局の長は、別表の右欄に掲げる職員・学生等のハラスメントの防止・対策及び調査等のため、部局ハラスメント防止委員会（以下「部局防止委員会」という。）を置くことができる。

- 2 各部局の長は、当該部局でのハラスメントの発生を防止し速やかな解決を図るため、必要な措置を行うことができる。この場合において、事前に対策委員会委員長に当該措置の内容等を報告し承認を得なければならない。
- 3 各部局の長は、前条の規定に基づき、対策委員会及び対策委員会委員長から調査等の対応を付託、要請された事案については、これらの内容に従い直ちに調査等を行い、当該結果を対策委員会委員長に報告しなければならない。

（議事）

第11条 ハラスメント委員会、対策委員会及び調整・通知専門委員会（以下「ハラスメント委員会等」という。）は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 ハラスメント委員会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第12条 ハラスメント委員会等及び調査部会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務）

第13条 ハラスメント委員会等及び調査部会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、人事部職員課において処理する。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、ハラスメント委員会等及び調査部会の運営等に関し必要な事項は、当該委員会においてそれぞれ定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日以降最初に任命されるハラスメント対策委員会の委員のうち、第4条第1項第2号及び第3号の規定に基づき選ばれた者の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、1年とする。

附 則（平成16年度九大規則第244号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第8号）

この規則は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成17年度九大規則第40号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第16号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第81号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第6号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第15号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第49号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第8号）

1 この規則は、平成21年6月11日から施行する。

2 この規則施行後新たに任命される第4条第2号から第6号までの委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年度九大規則第13号）

この規則は、平成21年8月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の九州大学ハラスメント防止委員会規則別表中のシンクロトン光利用研究センターに係る規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第29号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第47号）

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第59号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第2号）

この規則は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規則第7号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第13号）

この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、別表の芸術工学研究院の項に応用知覚研究センターを加える改正規定は、同年9月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第34号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第62号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第92号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第21号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第86号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第76号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の九州大学ハラスメント委員会規則（以下「旧規則」という。）第4条第1項第6号の規定に基づき、ハラスメント対策委員会の委員として健康科学センターから選出され、同条第5項の規定に基づき任命されている者は、この規則に

よる改正後の九州大学ハラスメント委員会規則第4条第1項第6号に規定する者として選出され、同条第5項の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、旧規則による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則（平成25年度九大規則第89号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から比較社会文化学府に在学する者が在学しなくなるまでの間におけるこの規則による改正後の九州大学ハラスメント委員会規則別表の規定の適用については、同表比較社会文化研究院の項中「地球社会統合科学府」とあるのは、「地球社会統合科学府、比較社会文化学府」とする。

附 則（平成26年度九大規則第10号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の九州大学ハラスメント委員会規則第10条第3項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年度九大規則第19号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第87号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第28号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第72号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第94号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第26号）

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第51号）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第77号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表

部 局 名	職 員 等 の 範 囲
各学部	当該学部 に在学する学生等（共創学部においては、同学部に所属する職員等を含む。）
各学府	当該学府 に在学する学生等
人文科学研究院	人文科学研究院、人文科学府、文学部及び貝塚地区事務部に所属する職員等
比較社会文化研究院	比較社会文化研究院、地球社会統合科学府及び地球社会統合科学府等事務部に所属する職員等
人間環境学研究院	人間環境学研究院、人間環境学府、教育学部及び貝塚地区事務部に所属する職員等
法学研究院	法学研究院、法学府、法務学府、法学部及び貝塚地区事務部に所属する職員等
経済学研究院	経済学研究院、経済学府、経済学部及び貝塚地区事務部に所属する職員等
言語文化研究院	言語文化研究院に所属する職員等
理学研究院	理学研究院、理学府、システム生命科学府、理学部、アイソトープ統合安全管理センター、国際宇宙天気科学・教育センター、低温センター（箱崎地区）及び理学部等事務部に所属する職員等
数理学研究院	数理学研究院及び数理学府に所属する職員等
医学研究院	医学研究院、医学系学府、医学部（附属病院を除く。）及び医系学部等事務部に所属する職員等
歯学研究院	歯学研究院、歯学府及び歯学部（附属病院を除く。）に所属する職員等
薬学研究院	薬学研究院、薬学府及び薬学部 に所属する職員等
工学研究院	工学研究院、工学府、統合新領域学府、工学部、中央分析センター伊都分室、超顕微解析研究センター、西部地区自然災害資料センター、未来化学創造センター、鉄鋼リサーチセンター、低温センター（伊都地区）、加速器・ビーム応用科学センター、分子システム科学センター及び工学部等事務部に所属する職員等

芸術工学研究院	芸術工学研究院、芸術工学府、芸術工学部、未来デザイン学センター及び芸術工学部事務部に所属する職員等
システム情報科学研究院	システム情報科学研究院、システム情報科学府、システムL S I 研究センター、日本エジプト科学技術連携センター及びプラズマナノ界面工学センターに所属する職員等
総合理工学研究院	総合理工学研究院、総合理工学府、中央分析センター（伊都分室を除く。）、グローバルイノベーションセンター、炭素資源国際教育研究センター及び筑紫地区事務部に所属する職員等
農学研究院	農学研究院、生物資源環境科学府、農学部、生物環境利用推進センター、熱帯農学研究センター、バイオアーキテクチャーセンター及び農学事務部に所属する職員等
基幹教育院	基幹教育院及びアドミッションセンターに所属する職員等
高等研究院	高等研究院に所属する職員等
各附置研究所	当該附置研究所（応用力学研究所にあっては、極限プラズマ研究連携センターを含む。）に所属する職員等
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所に所属する職員等
病院	病院及び病院事務部に所属する職員等
附属図書館	附属図書館及び附属図書館事務部に所属する職員等
情報基盤研究開発センター	情報基盤研究開発センターに所属する職員等
各学内共同教育研究センター（上記部局の「職員等の範囲」として規定する学内共同教育研究センターを除く。）	当該学内共同教育研究センターに所属する職員等
各先導的研究センター	当該先導的研究センターに所属する職員等
事務局	事務局、監査室、学術研究・産学官連携本部、教育改革推進本部及び推進室等に所属する職員等